

令和 5 年度 第 2 回 滝沢市 国民健康保険 運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和 6 年 2 月 5 日 (月) 1 3 時 3 0 分 から 1 4 時 3 0 分 まで
 2 場 所 滝沢市役所 防災庁舎 2 階 2 0 1 会議室
 3 出席者 1 8 名

区分		氏名	備考
国 保 運 営 協 議 会 委 員	公益を代表する委員	会長 下田 富幸	
		委員 櫻小路 昭男	
		委員 上田 綾子	欠席
	被保険者を代表する委員	委員 下長 美保子	
		委員 吉田 敦子	
		委員 長嶺 千鶴子	
	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	委員 山内 広平	
		委員 栃内 貴子	
		委員 大橋 正和	
	被用者保険等保険者を代表する委員	委員 長澤 徹	
滝 沢 市	滝沢市副市長	岡田 洋一	途中退席
	健康福祉部長	勝田 裕征	
	保険年金課長	熊谷 明美	
	税務課長	小野 雅悌	
	収納課長	小笠原 直樹	
	保険年金課 総括主査	佐藤 泰生	
	保険年金課 主査	瀧川 翔太	
	健康推進課 主任保健師 (保険年金課兼務)	濱田 美緒	
	保険年金課 主任	山本 賢治	

- 4 傍聴人 なし

会議内容

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名人の指名
下長委員と長澤委員を指名
- 5 議 事
(1) 報告第 1 号

令和 5 年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

発言者	発言内容
議長 (会長)	それでは、議事に入ります。 まず、報告第 1 号「令和 5 年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算

	(第3号)について」を議題と致します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	～資料に基づき保険年金課から説明を行う。 説明内容は省略。～
議長(会長)	報告第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見 ありましたら、お願い致します。 質問、意見はございませんか。 なければ、報告第1号「令和5年度滝沢市国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)について」は、報告案件でございますので、これで終了 といたします。

(2) 議題第1号

令和5年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

発言者	発言内容
議長(会長)	次の案件に入ります。次の案件は審議案件です。 議題第1号「令和5年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長(会長)	議題第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見 ありましたら、お願い致します。 なければ、議題第1号「令和5年度滝沢市国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。 ～「異議なし」の声～ それでは、議題第1号「令和5年度滝沢市国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)について」は、異議無いものとして答申することと致し ます。

(3) 議題第2号

令和6年度滝沢市国民健康保険事業計画について

発言者	発言内容
議長(会長)	次の案件に入ります。次の案件は審議案件です。 議題第2号「令和6年度滝沢市国民健康保険事業計画について」、事務 局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長(会長)	議題第2号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見 ありましたら、お願い致します。
委員	一つ確認ですが、この資料に記載されている内容の中には、後期高齢 者は含まれていないということよろしいでしょうか。

事務局	はい。国保の方のみです。
委員	分かりました。 それからもう一つ、事業計画の5ページの(2)の口座振替の推進の中に「市の指定金融機関等」とありますが、ゆうちょ銀行も含まれていますか。
事務局	指定金融機関は農協ですが、収納代理という形で県内金融機関やゆうちょ銀行とも連携しております。 よって、農協以外とも連携をしているため、納付書を取り扱っている全ての金融機関という意味で「市の指定金融機関等」という記載をしています。
委員	そうなると、ゆうちょ銀行には口座振替は無いという理解でよろしいですか。
事務局	ゆうちょ銀行も東北管内であれば口座振替は可能です。また、他の岩手県内の金融機関にも対応しているため、滝沢市にお住まいの方の利用している金融機関はほぼ網羅しているものと捉えております。
委員	ゆうちょ銀行も他の金融機関と同様に口座振替等が可能であれば、あえてゆうちょ銀行の記載を別に書く必要は無いのかなと思いました。
事務局	納付書などの様式や取り扱いが他の金融機関と若干異なっているため、あえて別に記載しました。ただ、ゆうちょ銀行も東北管内であれば、他の金融機関と同様に口座振替等は可能です。
委員	わかりました。 それと、6ページの(6)に保険証廃止に係る対応についてですが、市民への事前の周知とかお考えでしょうか。
事務局	毎年7月に保険証の一斉更新を行っていますが、次回の一斉更新の際にチラシを同封する予定です。
委員	わかりました。 そういった文言がこの箇所に記載されていると良いと思いました。
事務局	わかりました。 ご意見ありがとうございました。
委員	マイナンバーカードを作ったのですが、医療機関を受診した際に保険証とマイナンバーカードを別々に提示するよう言われました。マイナンバーカードと保険証が一体化するというのは、どういうことですか。
事務局	マイナンバーカードに保険証を紐づけが完了していると、マイナンバーカードのみの提示で受診できます。紐づけが完了していないとマイナンバーカードでの受診ができません。よって、保険証廃止後は、資格確認書という現行の保険証に代わるものを医療機関に提示する必要があります。 マイナンバーカードを作ったからといって、すぐ保険証の代わりにな

	<p>るというわけではありません。</p>
委員	<p>その紐づけというのは、自身で行う必要がありますか。</p>
事務局	<p>ご自身でしていただく方法もありますし、市役所3階の企画政策課で紐づけのサポートも行っております。</p>
委員	<p>マイナンバーカードと保険証の紐づけを理解している人は少ないと思われまます。特に高齢者の方は理解が難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そういった方々への周知についても今後の検討課題だと考えております。</p>
委員	<p>質問です。 先日、岩手日報に掲載されていた記事で、今年の9月までに国民健康保険料もエルタックスが可能になるとありました。滝沢市では国民健康保険税という名称ですが、対応はするのでしょうか</p>
事務局	<p>滝沢市の国民健康保険税はすでにエルタックスに対応済みです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
議長（会長）	<p>他に何か質問はありますか。 私からも一ついいですか。 国保運営協議会は色々な取組の評価をした上で、次年度の事業計画に反映させる場です。 今回の事業計画を見ると、こういった施策を行うかの記載はあるが、国保運営協議会では施策だけではなく、どういう結果が出たのかまで示していただきたいと考えています。 今回のデータヘルス計画などの長期の計画についても、単年度で都度結果を示して、来年度以降どうしていくのか協議をする場にしていただきたいと考えています。 特定検診や国保税の収納率なども含めて滝沢市国保の現状を委員の皆さんで共有したいです。 今後、留意していただければありがたいです。よろしく願いいたします。 その他、委員の皆さんから何かございますか。 なければ、議題第2号「令和6年度滝沢市国民健康保険事業計画について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。 ～「異議なし」の声～ それでは、議題第2号「令和6年度滝沢市国民健康保険事業計画について」は、異議無いものとして答申することと致します。</p>

(4) 議題第3号

令和6年度滝沢市国民健康保険特別会計当初予算について

発言者	発言内容
議長（会長）	次の案件に入ります。次の案件も審議案件です。 議題第3号「令和6年度滝沢市国民健康保険特別会計当初予算について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長（会長）	議題第3号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見はございますか。
委員	歳出資料の3款の2項に後期高齢者支援金等分とありますが、これは何に使われているのでしょうか。 国保は保健指導などの事業も予算に含まれているため、後期高齢者支援金にもこういった事業が含まれているのでしょうか。 それと、私自身後期高齢者ですが、保健指導を受けたことは一回もありません。後期高齢に移行してしまうと、保健指導は無くなってしまうのでしょうか。
事務局	3款の事業費納付金は、保健指導とかそういったものではなく、病院を受診した際の医療費です。
委員	ということは、後期高齢の保健指導は抜けているということですか。
事務局	国民健康保険における保健指導は、国からの義務で行っているものですが、後期高齢における保健指導は努力義務となっています。県内の事例をみましても、後期高齢者の方への個別の保健指導は無いのが現状です。
委員	そういう現状だからこそ、市町村でやるべきなのではないのでしょうか。
事務局	来年度から、個別の保健指導も含めた一体的実施という事業が始まる予定となっております。健診や受診を一切受けていない方への訪問による健診の勧奨や、地域の介護事業やいきいきサロンに市の医療専門職員も入って、フレイルの啓発等を後期高齢の方も対象者として実施予定です。
委員	いずれ、後期高齢の方への保健指導もやる方向で進んでいるということですよね。
事務局	そうです。

委員	<p>分かりました。</p> <p>そういった取り組みもデータヘルス計画の中に入れてもらえるとうれしいです。後期高齢者の保健指導が抜けている印象を受けました。</p>
委員	<p>私も質問です。</p> <p>運営協議会の委員を務めていく中で、国保だけでなく後期高齢のことについても関心が高まってきております。</p> <p>今回の運営協議会の資料や説明だと、後期高齢者医療はどのような支出がされているのか不明です。後期高齢者にも経費などが発生しているはずですがその辺が見えません。</p> <p>私自身、近いうちに後期高齢者になるためどのようになっているのか疑問に思います。</p>
事務局	<p>今回の会議は、国民健康保険に関する議題が中心となっております。後期高齢に関することは、後期高齢者医療広域連合で事務をおこなっており、市町村では窓口業務のみ行っているのが現状です。</p>
委員	<p>ということは、歳入歳出について市町村は関係ないということですか。</p>
事務局	<p>広域連合の部会で今回の会議と同じように協議をしております。</p>
委員	<p>ここは国保であって、後期高齢者に関することは別の団体になります。</p> <p>私も健康保険組合に勤めておりますが、集めた保険料のほぼ半分が後期高齢や前期高齢の納付金として納めております。若い世代の負担の増加など後期高齢者に関する問題というのは、市単独でどうにかなる問題ではなく、国全体で考えていかなければいけないことだと思います。</p> <p>よって、後期高齢に関することというのは、後期高齢者の部会等で検討する問題であって、市町村単位で詳細まで説明するのは難しいのではないかと思います。</p>
委員	<p>ということは、国保から後期高齢に支援しているということですか。</p>
委員	<p>納付金という形で納めなければいけません。</p> <p>健康保険組合でも、集めた保険料の一部を、組合によっては半分以上を後期高齢に拠出しています。市町村も同様に拠出していると思います。</p> <p>なので、負担率等を見ても、国全体で考えていくべきことではないでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>極端に言うと、後期高齢者を各保険者が負担しなければいけない現状があります。県が全体をまとめているわけですが、それぞれの市町村も保険者として後期高齢にかかる負担をみんなでまわすようになっていきます。後期高齢者の人数や被保険者の人数に応じて、県が各市町村の負担額を割り振っています。市町村以外の健康保険組合も同様に負担をしています。</p>

	といった概略になっていますので、理解していただければと思います。
議長（会長）	<p>その他、委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>なければ、議題第3号「令和6年度滝沢市国民健康保険特別会計当初予算について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。</p> <p>～「異議なし」の声～</p> <p>それでは、議題第3号「令和6年度滝沢市国民健康保険特別会計当初予算について」は、異議無いものとして答申することと致します。</p>

（5）報告第2号

滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（会長）	<p>次の案件に入ります。次の案件も報告案件です。</p> <p>まず、報告第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題と致します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長（会長）	<p>報告第2号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p> <p>質問、意見はございませんか。</p> <p>ところで、現時点で何件ほど、産前産後の保険税の減免申請があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現時点で3件の申請があります。</p> <p>金額では、35,000円程度が減免されています。</p> <p>詳しく中身をお伝えしますと、国保税の妊婦さんに係る均等割と所得割の数か月分が対象となります。</p> <p>令和6年の1月から施行されており、仮に12月の出産であれば、1月と2月の2か月分の国保税のみ減免対象となるため、金額的にはまだそこまで大きくないです。</p> <p>ただ、これが後々は4か月分または6か月分まで減免対象となるため、今後金額は大きくなる可能性があります。</p>
議長（会長）	<p>健康づくり推進協議会の資料では、年間400人ほどの出生が予想されているというデータを見ました。被保険者割から推測するにその内の15%が国保被保だとすると、対象者が年間60人でそれを3/12して、現時点で15件ほど対象になっているのかなと思っていました。</p> <p>なぜそういう話をするかということ、更なる予算の補正が改めて必要になる場合があるのかなと思いました。</p> <p>ただ、今の説明を聞き、件数や金額がそこまで大きくないので、補正の必要はないと感じました。</p>
事務局	<p>今後、対象者や金額が増加していくと思われるので、状況に応じて補正等対応していきます。</p>

議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他質問、意見はございませんか。</p> <p>なければ、報告第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、報告案件でございますので、これで終了といたします。</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（その他）第3期滝沢市国民健康保険事業実施計画（滝沢市国保データヘルス計画）
及び第4期滝沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について

事務局	<p>それでは、その他に入ります。</p> <p>第3期滝沢市国民健康保険事業実施計画（滝沢市国保データヘルス計画）及び第4期滝沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定についてです。</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>～資料に基づき説明。説明内容は省略。～</p>
事務局	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p>
委員	<p>色々とデータを解析されていて、高血圧などのことは一般的なことだと思いますが、通常、仕事をされている男性などは会社の健診を年2回、義務的に受診していると思うので、そこからもれてくる人が対象者となるわけですね。会社に勤めていない方など。対象を大枠とせずに、もう少し絞った方が目的を達成しやすいのではないのでしょうか。例えば主婦の方とか。</p>
事務局	<p>国民健康保険の被保険者が対象の健康診査となりますので、仰る通り主婦の方や自営業の方がこの健診の対象者になります。</p>
委員	<p>今、会社では年2回の健診はかなり厳しく実施していて、それこそやらないとお勤めできないくらいなのですが、そういったいわゆる法律的な縛りがあるとより効果的ではないかと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>国の方で、被保険者が受診する健診ということで、特定健康診査が定められておりまして、被保険者の方全員に受診券を送付して受診を促しておりますが、なかなか受診率が向上しないのが現状です。</p>
委員	<p>昔から、受診していない人が多数いると思うので、義務的な形で受診を促せないのでしょうか。結局、皆さんの医療費を拡大させる方向にあるわけですから、はがきをだして受診を勧奨するだけでは、なかなか向上は難しいのかなと思います。</p>
事務局	<p>受診率の向上に関する取り組みにつきましては、受診勧奨はしていますが、こういった方に勧奨すると効果的なのか、毎年分析をしながら実施している状況でありまして、今年度は、過去に受診歴があるがまだ受診していない方を対象に受診勧奨を行いました。</p> <p>また、若年者の受診率が伸び悩んでいるということで、訪問して受診勧奨をしている状況ですが、結果に結びついていないため、そういった</p>

	ところも毎年試行錯誤で進めていきたいと考えております。
事務局	ご意見ありがとうございました。 受診勧奨は毎年の課題でありまして、確かに何か義務のようなものがあれば我々も助かると思いますので、国や県に要望を上げる機会があれば要望いたします。 その他、何かございますか。
委員	この中には後期高齢者のことが入っていませんが、もし入るとすれば、データはまた変わってくるように思います。 それと、図表2を見ると統合失調症やうつ病などの精神病が多いと見受けられますが、その病気に関する記載がどこにも見当たりません。データヘルス計画の中では特に触れないということでしょうか。
事務局	統合失調症については、データヘルス計画の中では特に触れていませんが、今回のデータヘルス計画では疾病の予防や重症化予防により医療費を抑えることや健康寿命の増進が目的となっています。ですので、予防可能な疾病に着目して、糖尿病や脳出血などの生活習慣病を大きく取り上げております。また、滝沢市では、自殺対策計画をたてており、その中で心の健康づくりについても触れておりました。
委員	私からも1点いいでしょうか。 統合失調症とうつ病は長期入院ですよ。ですから、種類が全く違います。市町村で行うヘルスケアと言っても、これらの患者さんは既に医療機関に入院していますので。
委員	これから入院される方は。
委員	この表にある統合失調症やうつ病の数値は、入院患者のものでよね。長期入院で長い間入院している患者の方は市町村ではアクセスできないので、医療機関での問題になります。医療機関側で苦慮すべきことかと思えます。
事務局	統合失調症やうつ病などの精神疾患につきましては、滝沢健康プラン21や自殺予防計画にて、心の健康づくりということで啓発や受診勧奨を行っていきます。
委員	分かりました。 それからもう一つ。 図表の中にがんがありますが、がんに関する記載がデータヘルス計画の中に見受けられません。記載があった方がいいのではないのでしょうか。
委員	例えば、肺がんに対してであれば「禁煙」が一番やりやすいかと思いますが、そういった記載が無いので、入れてもらえればと私も思いました。
事務局	がんにつきましても生活習慣病に分類されるものとなりまして、ある程度予防可能な病気ではありますが、滝沢健康プラン21にて予防や健診の受診を推進するよう定めておりましたので、滝沢健康プラン21と高齢者保健福祉計画と調和のとれたものとするという趣旨から、今回の

	データヘルス計画の中には特記しておりません。
委員	<p>データヘルス計画の中身に疑問があります</p> <p>要するにこの計画は保険年金課が分掌していることを記載していると思いますが、データヘルス計画そのものは市民の健康を如何にして守るかを記載するのが、あるべき形だと思います。</p> <p>計画の基本は、市民の健康の維持や推進だと思うので、そういったことを書くべきではないでしょうか。</p>
委員	<p>私もいいでしょうか。</p> <p>女性の医療費が増加しているという記載がありましたが、男性はそもそも受診していないように思います。</p> <p>私はいきいきサロンをやり始めて感じたのは、男性の出席者が無いということです。これを自治会でやっていくにしても、男性がいかに参加してくれるかということをしていかないと、中身が薄くなっていくのではないかと思います。</p>
事務局	<p>いきいきサロンに関しましては、高齢者支援課の所管となりますので、市民全体の介護予防というところで実施している事業です。</p> <p>男性の参加者が少ないということでしたので、現場にもご意見を伝えまして、対策を検討いたします。</p>
委員	<p>いきいきサロンをお手伝いすることがありますが、地域が広大になるとお年寄りの方はいきいきサロンに行くことがそもそもできないんですよね。その点も対策いただきたいです。</p>
事務局	<p>移動手段につきましても対策を検討中です。</p>
事務局	<p>データヘルス計画ですが、市では様々な計画がございまして、今回のデータヘルス計画は保健事業を基にした計画となっております。</p> <p>市民全体の計画となると、もっと大枠の計画として健康推進課で作成しております。</p> <p>今回のデータヘルス計画は、その中の計画の一部の計画として、国保の方を対象としておりますので、その点をご理解お願いいたします。</p>
事務局	<p>その他、何かございますか。</p>
委員	<p>～「異議なし」の声～</p>

(その他) 国民健康保険税の収納状況について

事務局	<p>国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。</p> <p>～資料に基づき説明。説明内容は省略。～</p>
事務局	<p>何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p>
委員	<p>～「異議なし」の声～</p>

7 閉 会

令和6年 2月 5日

この会議録が正確であることを認め、ここに署名捺印します。

会 長

議事録署名人（委員）

議事録署名人（委員）
